# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
20	那智勝浦町	宛名管理システム	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那智勝浦町は、統合宛名システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

和歌山県 那智勝浦町長

### 公表日

令和4年2月21日

#### I 関連情報

<b>  関連情報</b>				
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務			
①事務の名称	宛名管理 個人番号の管理			
②事務の概要	各住登外住民へ割り当てられている個人番号を管理し、各業務システムの事務手続きを円滑にすること が目的。			
③システムの名称	宛名管理システム			
2. 特定個人情報ファイル	名			
1. 宛名基本ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条、番号法第 16条			
4. 情報提供ネットワーク				
①実施の有無	<選択肢>   「実施しない			
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における	5担当部署			
①部署	住民課			
②所属長の役職名	住民課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	·訂正·利用停止請求			
請求先	那智勝浦町役場 総務課 〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1-1 0735-52-0555			
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	那智勝浦町役場 総務課 〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1-1 0735-52-0555			

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	4年2月21日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	4年2月21日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[    基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを追				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ ] 内	部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・日	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	住民課長 玉井 弘史	住民課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		1.提出する特定個人情報保護評価書の種類: (基礎項目評価書) 2.特定個人情報の入手: (十分である) 3.特定個人情報の使用: (十分である)、(十分である) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託: (十分である) 5.特定個人情報の提供・移転: (十分である) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続: (接続しない(入手)、接続しない(提供)) 7.特定個人情報の保管・消去: (十分である) 8.監査: (自己点検) 9.従業者に対する教育・啓発: (十分に行っている)	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和4年2月21日				事前	5年経過の評価の再実施